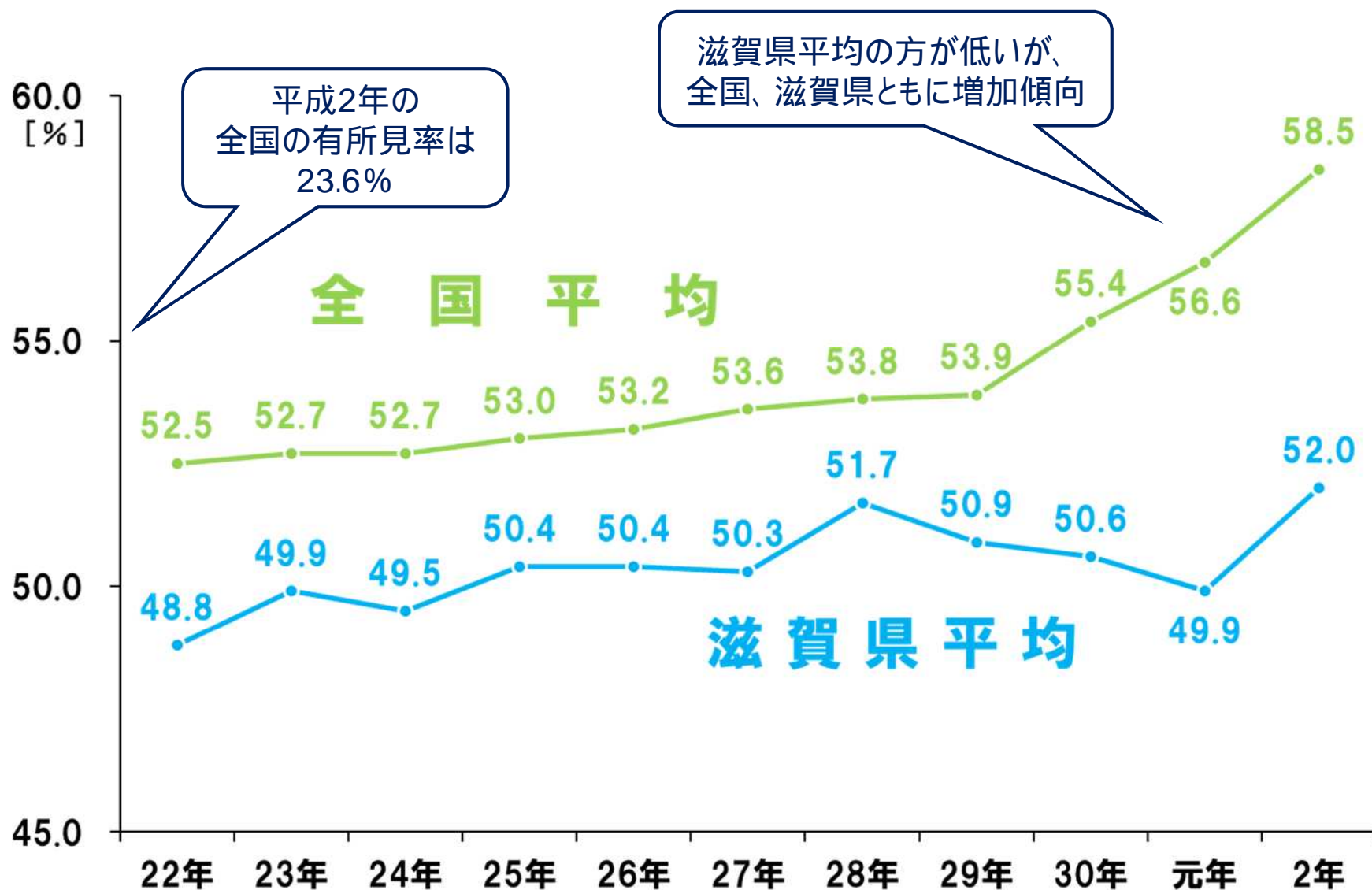


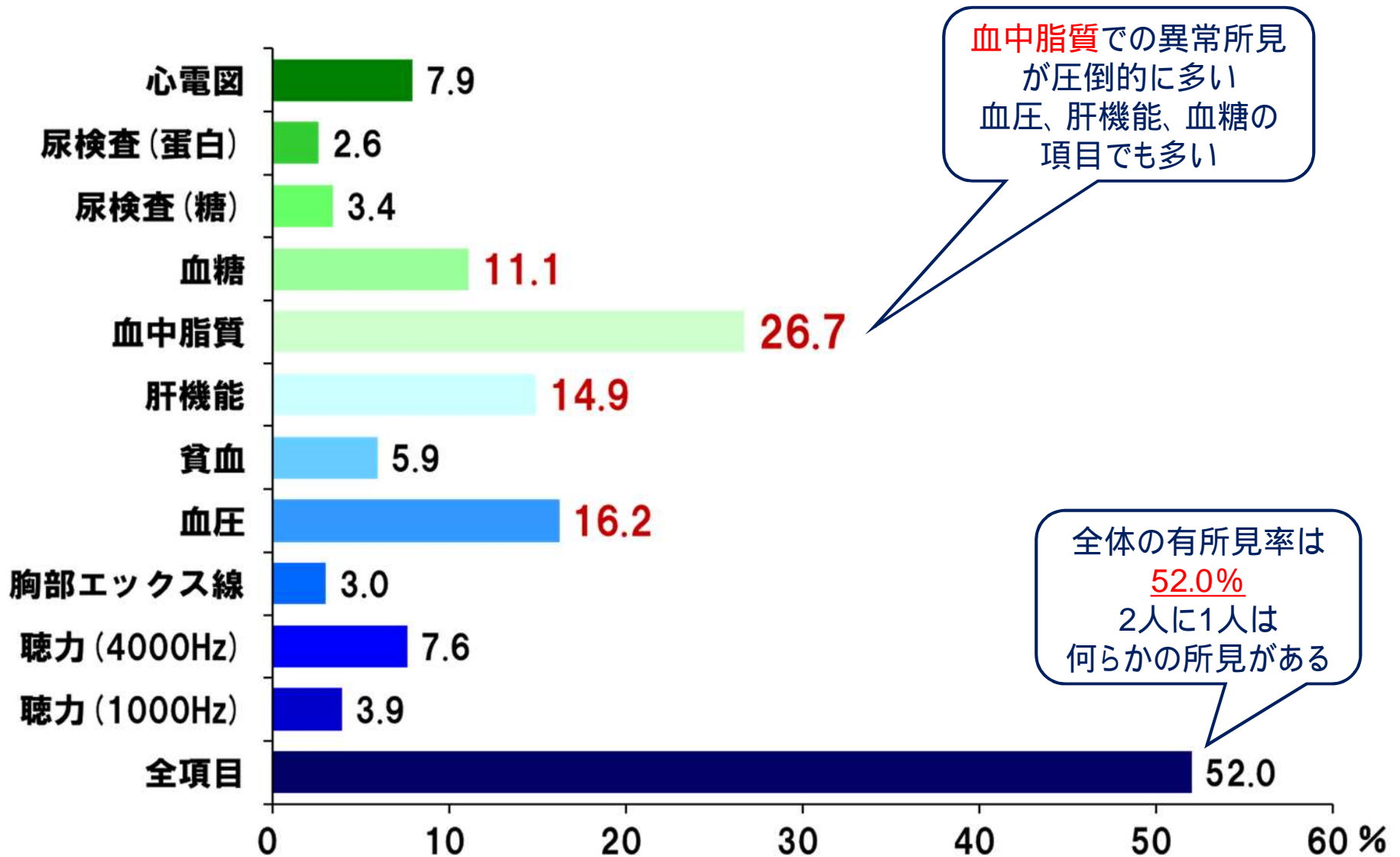
# 定期健康診断 有所見率改善 について

彦根労働基準監督署

# 定期健康診断有所見率の推移



# 項目別有所見率(滋賀県 令和2年)



**その他の労働衛生関係統計は  
HP上に掲載しています**

# 増加する定期健康診断有所見率

定期健康診断における有所見率は、全国、滋賀県ともに増加を続けており、特に、令和2年は大きな増加となった。

有所見率悪化の原因は、労働力の高齢化によるものと考えがちであるが、岐阜大学医学部の研究(2011年)によると、高齢化の影響が大きいと考えられる検査項目は、胸部X線検査(44.0%)、心電図検査(29.0%)、血圧測定(26.9%)、貧血検査(9.4%)、血中脂質検査(5.8%)と、**高齢化による影響は必ずしも大きくない(全体の8.7%のみ)**。

カッコ内は過去20年間の有所見率増加量のうち、高齢化の影響が占める割合を示す

# 健康保持増進に向けた取組

定期健康診断の有所見率が増加し続ける状況を受け、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」「定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組について」により、労働者の健康保持増進対策が示されている。

労働安全衛生法に基づく  
定期健康診断における有所見率<sup>※</sup>  
の改善に向けた取組の推進について

有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、  
過労死や職業性疾病を予防しましょう

- 働く方々の健康について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の有所見率の推移を見ると、平成11年の4.3%から年々増加し、平成20年には初めて5割を超え、平成22年には52.5%に上昇しています。
- また、過重労働による脳・心臓疾患（「過労死」等事案）による労災支給決定件数も年300件前後と高水準で推移しています。
- 過労死や職業性疾病を予防するためには、有所見となった状態の改善を図ることが重要です。事業者は以下の事項に取り組ましましょう。

事業者の具体的な取組事項 （※有所見率、健康診断の項目ごとの有所見率がある方向の場合）

- 定期健康診断実施後の措置**  
健康診断に異常の所見がある方について、医師の意見を聴き、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を健実に実施しましょう。
- 定期健康診断の結果の働く方への通知**  
定期健康診断結果を働く方へ確実に通知しましょう。
- 定期健康診断の結果に基づく保健指導**  
健康診断の項目に、異常の所見がある方など健康の保持に努める必要がある方について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、働く方自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。
- 健康教育・健康相談**  
健康診断の項目に、異常の所見がある方をはじめ、働く方に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、働く方自身も健康教育・健康相談等を利用して、健康の保持に努めましょう。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事業者のチェックリスト

項目	事業者		労働者		医師	
	実施済み ○	実施中 △	実施済み ○	実施中 △	実施済み ○	実施中 △
1 定期健康診断における有所見率についての医師からの意見聴取を行っていますか。						
2 1の医師からの意見に基づき、労働時間の短縮、作業の転換等の措置を講じていますか。						
3 定期健康診断の結果を労働者へ通知していますか。						
4 定期健康診断の結果を遵守し、医師又は保健師による保健指導を実施していますか。						
5 保健指導は、有所見の労働者に対して、食事指導の指導、健康増進に関する情報の提供等の充実を図っていますか。						
6 労働者は、定期健康診断の結果及び保健指導を十分に健康の保持のための取組を実施していますか。						
7 保健指導等において求められた労働者自身が取り組むべき取組（食生活の改善等）に取り組むことを働き者に促すよう努めていますか。						
8 労働者に対して、健康教育、健康相談等を実施していますか。						
9 労働者は、健康増進等を利用した健康の保持に努めていますか。						
10 健康増進等の利用は、労務者のみならず、毎年、健康増進が期待されること等について働き者に促していますか。						
11 労働者に対する保健指導、健康教育等については、働く労働者の状況に応じて、労働者が取り組むべき取組の内容（栄養指導、運動等）は適切に促していますか。						
12 必要に応じた労働者の転換について、医師の意見を聴き、必要に応じて実施を行っていますか。						
13 事業者の取り組むべき事項について労務者を指導していますか。						
14 毎月、事業場が労働者に行うことにおいて、医師の健康状況の確認、健康相談等を行っていますか。						
15 労務教育や健康相談及びその健康診断において、健康的に、社内、社外、講演会、電子メール、ポスターによる労働者への啓発、自主意識増進を促すための取組（健康相談、健康増進等）を実施していますか。						
16 働く労働者それぞれに、保健指導の内容、労働者自身の健康状況、定期健康診断の結果等を基に、健康増進の取組方法の指導を行っていますか。						
17 事業場全体の健康増進の取組方法等を確認し、年度末または半期末等の計画に反映させるよう努めていますか。						

※ 「いいえ」の欄数を減らすよう取り組んでください。

このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。  
(2017.03)

# 健康保持増進のための実施事項

- 定期健康診断(安衛法第66条)
- 健診結果への医師の意見聴取(安衛法第66条の4)
- 医師の意見を受けて事後措置(安衛法第66条の5)

事業場トップによる方針表明

健康保持増進対策推進体制の確立

現状の課題の把握

健康保持増進目標の設定

健康保持増進計画の策定

計画した各事項の実施

実施結果に対する評価、改善

# 事業場トップによる方針表明

労働安全衛生マネジメントシステム、リスクアセスメント導入時等と同様に、健康保持増進対策に取組み、計画を運用する際は、**事業場トップによる方針表明**を行うことが望ましい。

方針には以下の内容を含める。

- 事業場が労働者の健康に関心を持ち、健康保持増進を積極的に支援していくこと。
- 労使協力のもとに健康保持増進を図ること。
- 健康保持増進計画を策定運用していくこと。



# 推進体制の確立

- 事業場内スタッフ
  - 衛生管理者、安全衛生推進者
  - 産業医
  - 保健師等の事業場内産業保健スタッフ
  - 人事総務担当スタッフ など
- 事業場外資源
  - 滋賀産業保健総合支援センター
  - 健康診断実施機関
  - 医療保険者(全国健康保険組合等)
  - 近隣のスポーツクラブ など

# 現状の課題の把握

定期健康診断結果等の分析を実施し、事業場内スタッフの専門的な知見を踏まえ、事業場における労働者の健康上の問題点、現在実施している安全衛生活動の課題等を把握する。  
分析要素は以下の様なものが考えられる。

- 部署ごとの有所見率
- 健診項目ごとの有所見率
- 有所見率の多い部署の業務の特徴
- 保健指導の実施率
- 健康保持増進活動に取り組む労働者の割合
- 滋賀県平均値との比較

# 健康保持増進目標の設定

事業場トップの方針、把握した課題、問題点を踏まえ、健康保持増進計画の期間内（1年単位の短期と数年単位の中長期）において達成すべき目標を設定する。

設定する目標は、客観的数値で把握できるものが望ましく、以下のようなものが考えられる。

- 定期健康診断有所見率 ○%      ○%
- 保健指導受診率 ○%      ○%
- 健康保持増進活動参加率 ○%      ○%
- 健康保持増進に係る教育全員受講 など

# 健康保持増進計画の策定

設定した目標を達成するため、健康保持増進計画を策定する。

計画は、具体的な実施事項、実施する日程について定めるものであり、具体的実施事項については以下の様なものが考えられる。

- 特定健康診査の積極的活用

医療保険者が提供する特定健康診査は、安全衛生法上で義務付けられた定期健康診断に加え、生活習慣病に着目した検査項目により構成されており、労働者の健康状態の把握をより精密に行うことができる。

# 健康保持増進計画の策定

- 保健指導の実施

労働安全衛生法第66条の7において、事業者は、定期健康診断の結果、特に健康の保持の必要がある労働者に対して保健指導を行う努力義務があるとしている。

保健指導の内容は、一般に、食事、運動等の日常生活に対する指導、医療機関での治療の勧奨等がある。

特定健康診査において生活習慣病リスクが高いと診断された場合、希望により特定保健指導を受けることができる。

# 健康保持増進計画の策定

- 特定保健指導の積極的活用

指導内容として、集団学習(講演会)への参加に加えて、保健師等との個別面談により、個々人の生活習慣の改善を目指すもの。

特定保健指導(5回の個別面談)により、大半が数 k g 単位の減量に成功し、有所見の状態を脱しているとのこと。

# 健康保持増進計画の策定

- 健康教育の実施

労働安全衛生法第69条において、事業者は、労働者の健康の保持増進を図るための**健康教育等を行う努力義務**があるとしている。

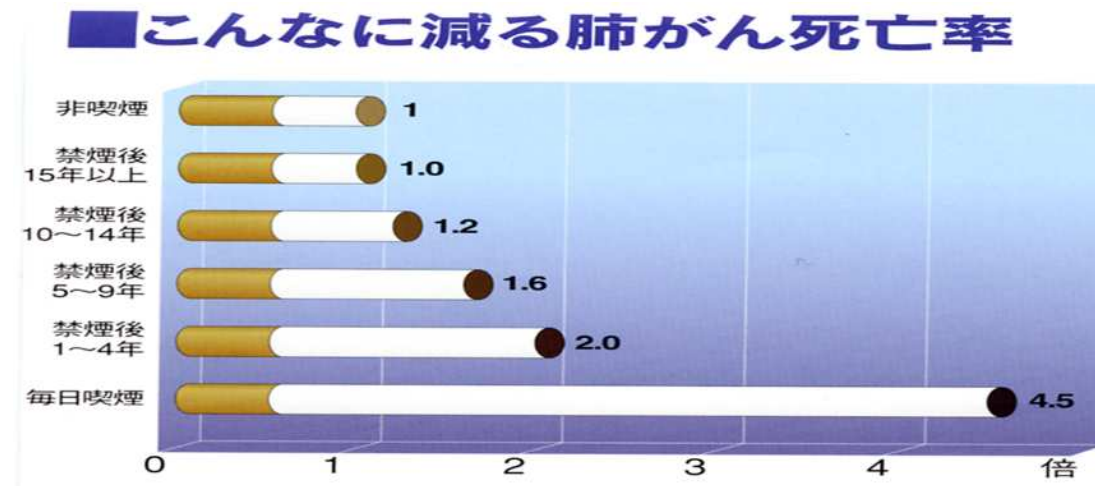
健康教育の内容としては、以下の様な内容が考えられる。

- 食生活、食習慣に関する事項
- メンタルヘルスケアに関する事項
- 睡眠、喫煙、飲酒等に関する事項
- 運動に関する事項

# 健康保持増進計画の策定

## ● 受動喫煙防止対策の推進

従来から、**受動喫煙防止対策は努力義務**であったが、**健康増進法改正**により、令和2年4月1日から工場、事務所等においても**建屋内原則禁煙**(排気能力を有する喫煙室内のみ可)となっている。最近では、勤務時間中の喫煙を一切禁止している事業場も。





# 計画の実施、評価、改善

策定した健康保持増進計画は、確実、継続的に実施するとともに、計画期間終了後は、目標に対する達成度の評価を行い、次期計画に評価内容を反映させることで、PDCAサイクルを回し、活動水準の継続的な向上を図ることが重要であること。

# 昼食に配慮した事例

健康保持増進計画について説明を行ってきたが、定期健康診断の結果については、個人の食生活や運動習慣の影響が大きい。

通常、事業場外で摂られる朝食、夕食や休日の運動習慣に事業場が関与することは現実的ではなく(昼休み中の運動も難しい)、事業場が行える健康保持増進対策としては、保健指導の勧奨、健康教育等の間接的なものや、作業開始前体操の導入、事業場内の禁煙、分煙対策等に限定される。

神奈川産業保健総合支援センターでは、社内食堂での食事に配慮する活動を展開していた。

# 寒天療法

神奈川産業保健総合支援センターに所属する医師が、健康保持増進対策として「寒天療法」を提唱しており、実施するのは、食事前に寒天ゼリーを摂取するのみである。寒天は、食物繊維が豊富であり、糖分の吸収を遅延させ、また、コレステロール低下作用が認められており、体重の減量、総コレステロール値の低下が有意に観察されるとのことである。

寒天ゼリーの効果が高いようであるが、寒天ふりかけも一般に市販されていて使用しやすい（塩分には注意が必要と考えられる）。

# 職場の健康診断強化月間

彦根労働基準監督署 FAX 0749-26-0241

提出期日 R3.10.15

9月は「職場の健康診断強化月間」です  
～健康診断と事後措置の徹底を～

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？  
次の事項についてチェックし、実施できない事項は、改善してください。

事業所名		業種	
所在地		労働者数	男 人 女 人 計 うち派遣労働者 人 人
担当者職氏名		担当者電話番号	( )
定期健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 1年以内に行っている 直近の健診実施時期 年 月 直近の健診実施機関名(代表する1機関) 	<input type="checkbox"/> 1年以内に行っていない <input type="checkbox"/> 予定している 時期 年 月 <input type="checkbox"/> 未定	
有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 6か月以内に行っている 直近の健診実施時期 年 月 直近の健診実施機関名(代表する1機関) 	<input type="checkbox"/> 対象者がいない <input type="checkbox"/> 6か月以内に行っていない <input type="checkbox"/> 予定している 時期 年 月 <input type="checkbox"/> 未定	
診断の結果の記録を保存していますか。		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	
診断結果について医師等から意見聴取を行っていますか。		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	
健康診断実施後の措置(作業の転換、労働時間の短縮など)を行っていますか。		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 該当事案なし	
健康診断の結果、保健指導を行っていますか。(努力義務)		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	

「職場の健康診断強化月間」  
チェックシートを別添ファイル  
で配布しています。  
健康診断の実施状況をご記入  
いただき、所轄の監督署に  
FAXにより送付をお願いします。

滋賀産業保健総合支援センターでは、個別訪問支援として、保健師等が事業場を訪問し、次のキ、クの支援を行う無料相談サービスがありますが、利用してみたいと思いませんか。

キ	50人未満の事業場に対する労働者の健康管理(脳・心疾患防止、メンタルヘルス対策)に関する無料健康相談	<input type="checkbox"/> 利用してみたい <input type="checkbox"/> 説明は聞きたい <input type="checkbox"/> 利用しない
ク	がん等の慢性疾患治療者に対する「治療と仕事の両立支援」制度の整備や両立支援の進め方に関する無料相談(50人未満の事業場に限りません)	<input type="checkbox"/> 利用してみたい <input type="checkbox"/> 説明は聞きたい <input type="checkbox"/> 利用しない

※キ、クで「利用してみたい」「説明は聞きたい」にチェック頂いた場合は、滋賀産業保健総合支援センターの担当者から後日ご連絡させていただきます。